

「自動車の運転者の休憩のための適切な規模の休憩所」に関する取扱基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、次の各号のいずれかに該当する休憩所に適用する。

- (1) ドライブインレストラン（主として客に酒類を飲食させる飲食店及び遊興飲食させる飲食店（料亭、待合、大衆酒場、居酒屋、ダイニングバー、ビヤホール、バー、スナックバー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店）を除く。）
- (2) 5m²以上の休憩コーナーを設置したコンビニエンスストア

(本取扱基準の道路)

第2 本基準の適用に係る道路は、主として自動車交通の用に供せられる道路であり、国道及び府道（高速自動車道及び自動車専用道路を含む。以下「国道等」という。）並びに次の各号いずれにも該当する市町村道とする。

- (1) 国道等と国道等又は市街化区域と市街化区域を結ぶ市町村道
- (2) 幅員が16m以上である市町村道

(予定建築物の敷地)

第3 申請に係る建築物（以下「予定建築物」という。）の敷地は、次のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 敷地面積は、500m²以上3,000m²未満とすること。
- (2) 敷地外周の長さの1/10以上が第2の道路に接すること。

(コンビニエンスストアの規模)

第4 予定建築物がコンビニエンスストアの場合は、次の各号にいずれにも該当しなければならない。

- (1) 売場面積（商品を販売するために実際に使用している部分（商品陳列スペース、レジコーナー等）に供する面積の合計とし、休憩コーナーの面積を含まない。）は250m²未満とすること
- (2) 倉庫等の面積（倉庫、事務室、トイレ、階段及びエレベーター等に供する面積の合計とし、休憩コーナーの面積を含まない。）は、売場面積の4/10以下とすること

(駐車場)

第5 駐車場は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 駐車台数は、予定建築物の用途により、次に掲げる数値の台数を確保すること。

ア ドライブインレストラン	10又は客席数を2で除して得られる数値（小数点以下切り上げ）の大きい方の数値以上、かつ、50以下
イ コンビニエンスストア	10（休憩コーナーが10m ² 以下である場合は10台以上とする。また、休憩コーナーが10m ² を超える場合は、休憩コーナーの面積から10m ² を減し、小数点以下を切り上げし、整数とした数値に10を加えた数値とする。）
- (2) 駐車場は自走式駐車場とし、駐車ますの大きさは長さ5.0m以上、幅2.3m以上とすること。
- (3) 道路から直接駐車できない形態とすること。

(緑化)

第6 申請に係る土地のうち、第2の道路に接する部分に幅1m以上の植樹帯を設置し、緑化すること。

附則（施行期日）

この基準は、平成4年4月30日から施行する。

附則（施行期日）

この基準は、平成9年6月16日から施行する。

附則（施行期日）

この基準は、平成10年12月1日から施行する。

附則（施行期日）

この基準は、平成14年2月18日から施行する。

附則（施行期日）

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附則（施行期日）

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附則（施行期日）

この基準は、平成19年8月2日から施行する。

附則（施行期日）

この基準は、平成19年11月30日から施行する。

附則（施行期日）

この基準は、平成23年2月1日から施行する。

附則（施行期日）

この基準は、平成25年11月29日から施行する。

附則（施行期日）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附則（施行期日）

この基準は、平成26年7月23日から施行する。